

宍道湖流域下水道発生汚泥処理検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 宍道湖流域下水道から発生する下水汚泥処理の望ましい形態を多角的に検討し、効率的で安定した有効利用を行うため、宍道湖流域下水道発生汚泥処理検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、下水汚泥について次に掲げる事項を検討し、島根県に提言又は助言する。

- (1) 処理方針に関する事
- (2) 処理方法に関する事
- (3) その他必要な事項

(構成)

- 第3条 委員会は5名以内の委員をもって構成する。
- 2 委員の任期は2年とする。ただし、再任することを妨げない。
 - 3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 4 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者の意見を求めることができる。

(委員長)

- 第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
 - 3 委員長に事故がある場合は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議の開催)

- 第5条 会議は委員長が招集し、委員長がその議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、島根県土木部下水道推進課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は委員会が定める。

附則

この要綱は、平成25年2月6日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年11月15日から施行する。

宍道湖流域下水道発生污泥处理検討委員会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	所属・役職	専門分野
上田 務	松江高専名誉教授	土木・衛生工学 入札制度
佐藤 利夫	島根大学生物資源科学研究科教授	水質環境工学 環境生態工学
野中 資博	島根大学生物資源科学研究科教授	下水道工学 土木・衛生工学
安田 幸伸	—	廃棄物
山本 博英	日本下水道事業団技術戦略部 資源技術開発課長	污泥处理技術